



# 金沢市歴史的風致維持向上計画（第2期） 変更（案）の概要

金沢市では、本市固有の歴史文化資産の保全・活用を図り、「まち」の魅力を向上するため、平成21年より歴史まちづくり法に基づく「金沢市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成30年からは、「金沢市歴史的風致維持向上計画(第2期)」に基づき、歴史文化資産を活かしたまちづくりを推進しています。

この度、文化財の保存又は活用に関する事項や歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項、歴史的風致形成建造物の指定等につきまして、計画内容の一部変更等を行うものです。

## 【 計 画 構 成 】

1. 金沢の歴史的風致形成の背景
2. 金沢の維持及び向上すべき歴史的風致
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針
4. 重点区域の位置及び範囲
5. 文化財の保存又は活用に関する事項
6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 (変更)
7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 (変更)
8. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針となるべき事項

### ★ 歴史的風致 とは、

「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義  
(歴史まちづくり法 第一条)

※計画変更に関する6, 7のみの掲載としています



## 6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 (変更)

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開します。

### ■ 方針

- ・ 事前に整備内容について各審議組織に諮った上で整備を実施します。
- ・ 各施設が良好な歴史的風致を維持できるよう、施設管理者や所有者、地域住民、関係団体と連携を図り、適切に管理を行います。

### ■ 事業

#### 歴史的建造物の積極的な保全と活用に関する事業

- ・ 金澤町家再生活用事業、伝統的寺社建造物修復事業 など



金澤町家再生活用

#### 歴史的街並みの保全に関する事業

- ・ 無電柱化事業、道路・用水修景事業、川筋景観保全事業 など



無電柱化(ひがし茶屋街)

#### 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

- ・ 観光案内板整備事業、多言語化事業、人材育成事業 など



人材育成(通訳ガイド)

#### 伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者の育成に関する事業

- ・ 工芸工房開設奨励事業、各種子ども塾事業 など



子どもマイスターズスクール

### ★ 歴史的風致維持向上施設 とは

地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設その他の施設(歴史まちづくり法第三条)

### ■ 以下の6事業を計画に追加します。

#### ○ 歴史的街並みの保全に関する事業(2事業)

##### (1)にし茶屋街緑地整備事業(野町2丁目)

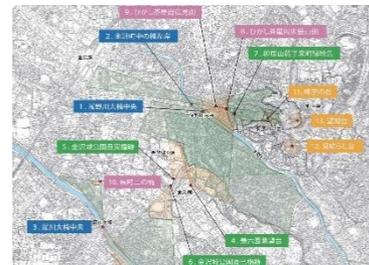
3茶屋街のひとつであり、茶屋様式の建物とともに茶屋文化が色濃く残る「にし茶屋街」において、地区の玄関口にふさわしい高質な緑地空間を整備し、地区の魅力を一層高めることで、歴史的風致の維持及び向上を図ります。



整備予定地

##### (2)眺望景観形成事業

本市では起伏ある丘陵台地により、恵まれた自然や歴史的な街並み、都市構造が形づくられており、周辺の景観などと調和して美しい眺望景観を形成しています。この眺望景観について、市民、事業者、市などが一体となって保全、創出を行うことで、歴史的風致の維持及び向上を図ります。



眺望景観形成区域



## 6. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項 (変更)

★ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針を定め、様々な事業を展開します。

### ○歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業(3事業)

#### (1)金沢・建築キッズプログラム事業(寺町ほか)

藩政期の歴史的建造物を基調としつつ、多様な時代の建築物が点在するモザイクのような街並みを次世代に継承していくため、市民の建築やまちづくりに関するリテラシーを向上させ、建築文化の裾野拡大の取り組みを行うことで、将来的な歴史的風致の維持及び向上へ繋がります。



建築文化発信拠点  
「金沢建築館」

#### (2)公共シェアサイクル「まちなり」運営事業

歴史的風致の重点区域を回遊する手段としてのシェアサイクル「まちなり」について、電動アシスト化、ポートの充実、IoTを活用した案内機能の強化などにより利便性を高め、市民及び観光客が歴史的な街並みを快適かつ効率的に周遊することを可能とすることで、歴史的風致の理解促進を図ります。



公共シェアサイクル「まちなり」

#### (3)加賀百万石回遊ルート魅力向上事業(金沢城周辺)

金沢城鼠多門及び鼠多門橋の完成により、長町武家屋敷跡から金沢城、兼六園、本多の森公園に至る加賀藩ゆかりの歴史的回遊ルートが形成されることを受け、ルートに点在する多様な歴史的建造物等の情報発信等を図り、本市の歴史的風致の核である金沢城、兼六園を中心とした周辺環境の魅力向上へ繋がります。



加賀百万石回遊ルート

### ○伝統行事、伝統文化及び工芸技術の継承、後継者育成に関する事業(1事業)

#### (1)こども芸術文化体験フェスタ開催事業(広坂ほか)

将来、伝統文化及び工芸技術を担う子どもたちが、実際に芸術文化にふれる体験やステージプログラムを経験することで、伝統文化や工芸技術の裾野拡大や後継者育成を図ります。



こども茶会体験イメージ



## 7. 歴史的風致形成建造物の指定の方針 (変更)

★ 金沢の歴史的風致を形成する重要な構成要素である建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で必要かつ重要なものを歴史的風致形成建造物として指定します。

### ■ 歴史的風致形成建造物の指定基準

① 石川県指定文化財

② 金沢市指定文化財

③ 登録有形文化財、登録記念物及び重要文化的景観保存のための建造物

④ 景観重要建造物、景観重要公共施設

⑤ 伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物  
(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)

⑥ 以下の金沢市独自条例による建造物等  
(1) 指定保存対象物  
(2) こまちなみ保存建造物  
(3) 保全用水

⑦ その他、特に市長が認める建造物  
ただし、以下の条件を満たす建造物  
1) 概ね50年以上経過したもの  
2) 適切な維持管理が見込まれるもの  
3) 所有者の同意が得られるもの

### ★ 歴史的風致形成建造物 とは

重点区域における歴史的風致を形成しており、かつ、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要があると認められたもの(歴史まちづくり法第十二条)

### ■ 以下の5件の歴史的風致形成建造物を計画に追加します。

番号	名称	指定年月日	所在地	外観	保護措置 (指定文化財等)
1	超雲寺庫裏	令和2年 (2020) 1月10日	芳斉1-16-8		金沢市指定 保存対象物
2	新家邸長屋門	令和2年 (2020) 1月10日	長町1-1-41		金沢市指定 保存対象物
3	旧村松商店 (村松商事㈱ビル)	令和2年 (2020) 1月10日	尾張町1-8-1		国登録有形文化財 金沢市指定 保存対象物
4	松原家住宅	令和2年 (2020) 1月10日	天神町2-42		こまちなみ 保存建造物
5	辰巳用水	令和2年 (2020) 1月10日	小立野2-1196-2 ほか		保全用水